

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	14名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>第23期の活動をふまえて、本分科会では、「最低生活保障」のしくみとしての「セーフティ・ネット」のあり方について、さらに検討を加える。</p> <p>つまり、社会保障の基本理念を問い直すとともに、現行の法制度・政策について、家族形態や働き方が変化しているなかで、生活上のリスクに直面した場合の「最低生活保障」のしくみをどのように構築し直すべきか、という点について考察する。</p> <p>また、憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の質的側面などについても分析を加え、今後の新たな「セーフティ・ネット」構築の方向性について、比較法の視点も含めて検討する。</p> <p>そのため本分科会では、憲法、労働法、社会保障法など法学分野のほか、社会政策学、社会学、社会福祉学などの分野からも幅広く会員・連携会員の参加を呼びかけたい。</p> <p>さらに、本テーマについてより広く議論を行うために、本分科会の設置期間中に、一般市民を対象とする公開シンポジウムを開催することと、最終年には、本分科会の今期の活動の成果を「提言」または「報告」にまとめることを予定している。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不平等・格差社会の諸相 2. 社会保障理念の変容 3. 労働法と社会保障法の連携 4. 生涯を通じた医療・介護保障のあり方 5. 「ベーシック・インカム」論 <p>などに係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	